

日本国環境省及び中華人民共和国国家林業局による 野生動植物及び生態系保護協力に関する 覚書

日本国環境省及び中華人民共和国国家林業局（以下「双方」といい、一方だけに言及する場合には「一方」という。）は、

—野生動植物保護と生態系保護は両国の経済社会の持続可能な発展について重要な意義があると認識し、

—1981年3月に調印した「渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」、2003年10月に作成し、2010年8月に延長した「日中共同トキ保護計画」及び2007年4月に調印した「日本国環境省と中華人民共和国国家林業局との間で行う中国から日本へ提供する2羽のトキの繁殖協力及び研究に関する覚書」を考慮し、

—「生物の多様性に関する条約」(CBD)、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES)、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)、「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処するための国際連合条約」(UNCCD)、「気候変動に関する国際連合枠組条約」(UNFCCC)その他の両国が締約国である国際条約及び協定、並びに両国においてそれぞれ適用される関連法律が確立した目標及び原則を再度強調し、

—国内的及び国際的な野生動植物保護及び生態系保護の分野における、より幅広い、深化した、長期的な二国間協力の実現を期待し、

—両国の上記の分野における協力は互恵的なものだと認め、
以下のような共通認識に達した。

パラグラフ 1 野生動植物及びその生息地の保護への協力

絶滅危惧種のうち双方が一致して関心の高い種の保護及び回復の協力を行う。また、双方は、「渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」に基づき、渡り鳥の保護のための協力を行い、渡り鳥の移動経路等に関する研究や情報交換を行う。鳥インフルエンザを含む野生動植物疫病に対するモニタリング並びに予防及び抑制の協力を展開するため、情報共有体制の構築を行う。

自然保護区及び国立公園に関する業務の交流及び協力を行い、国立公園指定管理業務についての議論を行い、自然保護区の管理の経験を共有し、カウンターパート同士の交流を行う。

パラグラフ 2 絶滅危惧種国際取引管理協力

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES)の実行及びそれを補完する業務について、交流協力の実施、適当な場合に立場に関する意見交換、情報交換及び経験の共有を行い、条約実施能力の向上を共同で図る。

パラグラフ 3 湿地保護協力

湿地の保護のための協力を行い、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)の実施に関し、情報交換や、適当な場合に立場に関する意見交換を行い、条約実施能力の向上を協力して図る。沿岸湿地の保護、湿地の持続可能な利用等の分野における協力を強化し、アジア地域での条約の実施を共同して促進する。

パラグラフ 4 砂漠化及び土地荒廃地域生態系再生への協力

砂漠化及び土地荒廃地域における生態系の再生に係る協力をを行い、「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約」(UNCCD)の実施に関する情報交換、適当な場合に立場に関する意見交換を行い、条約実施能力の向上を協力して図る。北東アジア地域の砂漠化及び土地荒廃への対策を共同して促進する。

パラグラフ 5 協力形式

以上の四つの協力分野及び双方が一致して同意した野生動植物及び生態系保護協力に関するその他の協力分野において、以下の形式のうち双方が一致して同意した形式で協力する。

1. 技術情報、出版物、書類及びその他の研究成果の交換。
 2. 専門家の交流。
 3. 技術研修、インターン及び調査研究。
 4. 会議、シンポジウム、セミナー及び講座の合同主催。
 5. 合同研究。
 6. 重要かつ機微な問題又は国際議題についての立場の意見交換又は協議を行う。
 7. その他双方が必要とする協力形式。
- 協力に必要な経費は双方の同意に基づき別途定める。

パラグラフ 6 連絡先と協力メカニズム

日本側の連絡機関は日本国環境省自然環境局、中国側の連絡機関は中国国家林業局国際合作司とする。双方は二年ごとに日本及び中国で交互に、双方の実務者(局長又は審議官級)によるワーキンググループ会議を開催し、本覚書に基づく協力の分野、範囲及び形式について議論する。代表団の往復国際旅費、滞在期間の食住等の費用は自己負担とし、会議開催に必要な費用は主催国が負担する。

パラグラフ 7 権利と義務

この覚書は、如何なる国際協定、条約又は国際組織の決議に基づいていずれか一方が負う権利と義務を損なわない。

この覚書は署名の日から発効し、有効期間は五年とする。一方が終了の六箇月前にもう一方に対して書面によってこの覚書の終了を通告しない限り、この覚書は自動的に五年間延長し、その後も同様に延長される。双方が一致して同意しない限り、この覚書の終了はその前に既に開始している活動の有効性と期限に影響を与えない。この覚書に基づく協力の実施に当たり問題が生じた場合は、双方の協議により解決を図るものとする。双方の書面上の同意により、この覚書を修正することができる。

この覚書は 2016 年 6 月 8 日に北京において署名され、二通を一式とし、それぞれ日本語及び中国語にて作成し、二通は共に同等の価値を有する。

日本国環境省
大臣

中華人民共和国国家林業局
局長